

広報にしかつら広告取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広報にしかつら（以下「広報誌」という。）に民間事業者等の広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 広告の範囲については、西桂町広告掲載規程（平成29年西桂町訓令第10号。以下「掲載規程」という。）及び西桂町広報掲載基準に定めるところによる。

(広告掲載の位置)

第3条 広報誌に掲載する広告位置は、紙面の配置などを勘案した上で、町が決定する。

2 広告の掲載期間は、1カ月を基準とし最長3カ月まで継続して掲載することができる。

(広告の規格・掲載料等)

第4条 広報誌に掲載する広告の規格及び掲載料は、次のとおりとする。ただし、1カ月の広告掲載スペースは、A4の2分の1サイズを超えない範囲とする。

広告区分	規格	掲載料（消費税及び地方消費税含む。）	
		基本掲載料	特別掲載料（町内事業者（掲載規程第2条第5号））
広告1	2色 5.0cm×8.8cm	7,000 円	6,000 円
広告2	2色 5.0cm×18.0cm	14,000 円	12,000 円
広告3	2色 10.5cm×18.0cm	28,000 円	24,000 円

(広告内容等)

第5条 広告のデザイン及び内容は、広報誌のイメージを損なうことのないよう広告主と調整してから掲載するものとする。

2 広告原稿にイラスト・写真・ロゴなどを使用する場合は、広告主において著作権の確認を行い、著作権料が発生する場合は広告主の負担とする。

(広告の公募)

第6条 町長は、広報誌、ホームページなどを活用して広告主を公募するものとする。

(広告の申込み及び決定)

第7条 広報誌へ広告の掲載を希望する者は、広報にしかつら広告掲載申込書（様式第1号）を掲載

しようとする広報誌の発行日の 40 日前までに町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の申込書を受理したときは、掲載の可否を決定し、広報にしかつら広告掲載決定通知書（様式第 2 号）により当該申込者に通知するものとする。
- 3 広告掲載の決定を受けた広告主は、広報誌の発行日の 30 日前までに掲載しようとする広告原稿を町の指定する方法により提出するものとする。

（広告掲載料の納付）

第 8 条 広告主は、町長が指定する日までに前条第 2 項の規定による通知書に記載された広告掲載料を町の指定する納入通知書により納付しなければならない。

- 2 広告主の都合により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。
- 3 広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を還付する。

（広告掲載決定の取消し）

第 9 条 町長は、掲載規程第 11 条の規定による広告掲載決定を取り消すことができるものとする。

- 2 前項の規定により、広告掲載決定を取り消したときは、広報にしかつら広告掲載取消通知書（様式第 3 号）により、当該広告主に通知するものとする。

（広告主の責任等）

第 10 条 町長は、広告主の責めに帰すべき事由により、町が損害を受けた場合、広告主にその損害の賠償を求めることができる。

（委任）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

広報にしかつら広告掲載申込書

年 月 日

西 桂 町 長 様

申込者	住 所 (所 在 地)	
	氏 名 (名 称)	印
	電話番号	

広報にしかつら広告取扱要綱に基づき、下記のとおり申込いたします。

記

広告掲載を希望する号	年 月号		
広告区分	広告 1	広告 2	広告 3
広告の概要			
個人又は法人の区分	法人 ・ 個人事業主		
広告を掲載する個人又は法人の氏名又は名称	氏名 (名称)		
	【※個人事業主のみ】 屋号		
広告を掲載する個人又は法人の住所又は所在地	〒 ー		
事業内容 (定款等で定める内容)			

【連絡先】

1. 担当者名
2. 連絡先
- 電話
- FAX
- E-mail

第 号
年 月 日

（ 広 告 主 ） 様

西桂町長

広報にしかつら広告掲載決定通知書

年 月 日付で申込のありました標記について、審査した結果、西桂町広告取扱規程及び西桂町広告取扱基準に抵触しないことが明らかとなったため、下記のとおり決定したので通知します。

つきましては、この通知に示された広告掲載料を、同封の納付書により下記期日までに、本庁出納窓口にて納付くださいますようお願いいたします。

記

1. 掲載期間及び掲載を承諾する個人の氏名又は法人の名称等

広告を掲載する号	年 月号	
広告の区分	広告 1	広告 2 広告 3
広告掲載を承諾する個人又は法人	住所（所在地）	
	氏名（名 称）	

2. 広告掲載料及び納付期日

広告掲載料	円 (消費税及び地方消費税を含む)
納付期日	年 月 日

第 号
年 月 日

（ 広 告 主 ） 様

西桂町長

広報にしかつら広告掲載取消通知書

広報にしかつら広告取扱要綱第 9 条の規定により広告の掲載を取り消したので通知します。

記

広告の掲載を取り消した理由	
---------------	--

注

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に西桂町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に西桂町を被告として（訴訟において西桂町を代表する者は西桂町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。